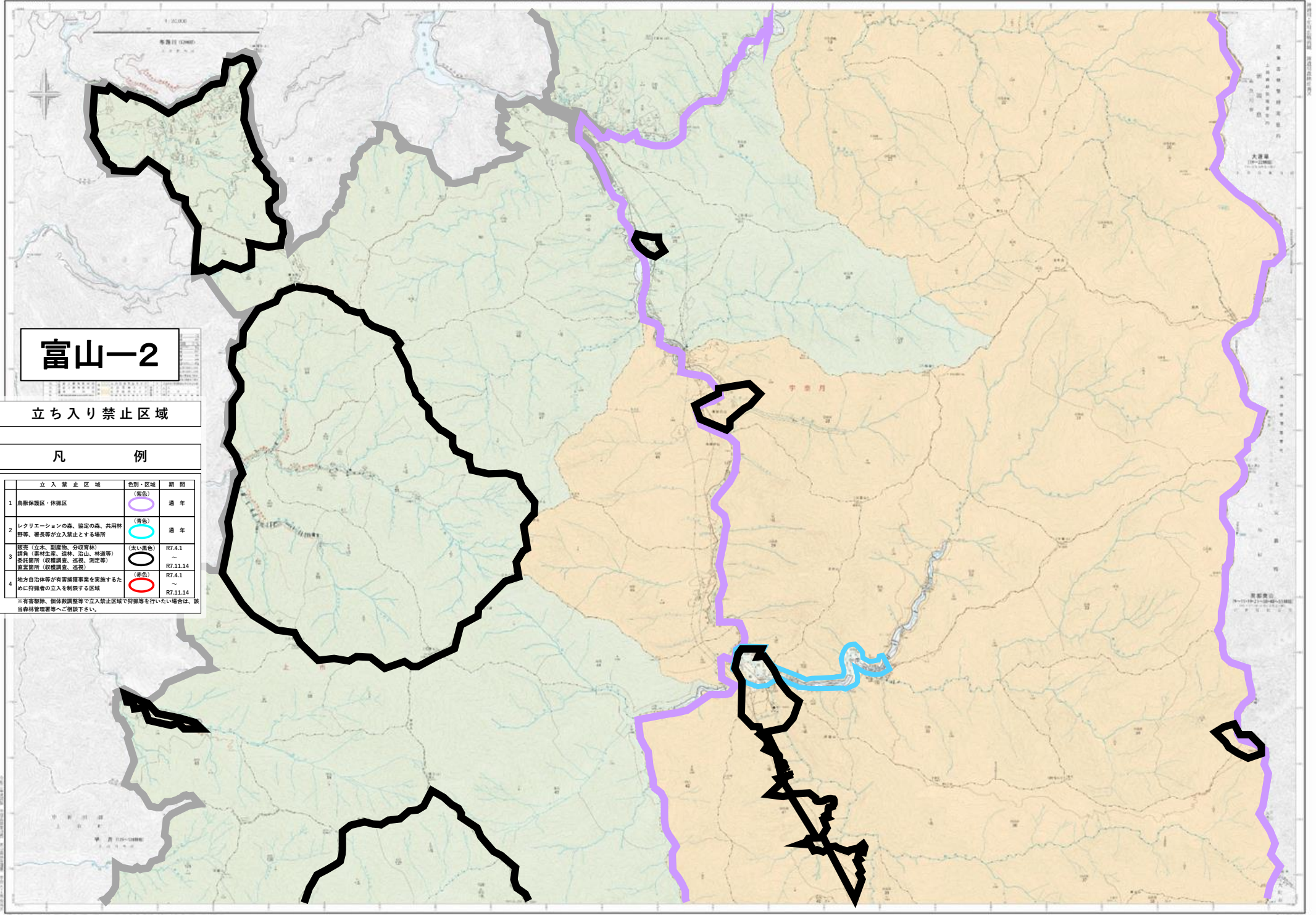




富山一2

立ち入り禁止区域

凡 例

	立 入 禁 止 区 域	色別・区域	期 間
1	鳥獣保護区・休養区	(紫色)	通 年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、署長等が立入禁止とする場所	(青色)	通 年
3	販売（立木、副産物、分収育林） 採集（森林生態、遊歩、登山、林道等） 委託箇所（收穫調査、巡視、測定等） 調査箇所（收穫調査、巡視）	(太い黒色)	R7.4.1 ～ R7.11.14
4	地方自治体等が有害捕獲事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域	(赤色)	R7.4.1 ～ R7.11.14

※有害駆除、個体数調査等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、該当森林管理署等へご相談下さい。